

障害者虐待防止のための指針  
(西濃サンホーム・プラス)

1 虐待防止に関する基本的考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者総合支援法（児童福祉法）ならびに障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員に対して本指針に従って業務にあたるよう周知することに努める。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(2) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。

(4) 放置・放棄（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

3 虐待防止担当者の配置

当事業所では虐待防止のため以下の者を置く

(1) 虐待防止責任者

虐待防止責任者は施設長とする。虐待防止責任者は虐待の未然防止に率先して取り組む。

(2) 虐待防止担当者

虐待防止担当者は、サービス管理責任者、主任など現場の責任者から施設長が指名する。

虐待防止担当者は虐待防止委員会の開催、研修を企画する。

#### 4 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では虐待発生の防止に取り組むため虐待防止委員会を設置する。

##### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

##### (2) 役割

①虐待防止のための体制作り

②虐待防止のためのチェックとモニタリング

③虐待発生時やその疑いが生じた場合の検証結果と再発防止策の検討内容や結果を職員に周知・徹底

④再発防止を行った後の検証

##### (3) 虐待防止委員会の構成委員

①委員長（虐待防止責任者=施設長）

②委員（虐待防止担当者、その他委員長が指名した者）

その他、第三者からのチェック機能を持たせるために外部委員を設置することができる。

##### (4) 虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催する。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

##### (5) 委員の責務と役割

①委員長は必要に応じて虐待防止委員会を開催し障害者虐待の防止を図る。また虐待が発生した場合は速やかに対策を講じる

②各委員は利用者、職員等からの虐待通報、相談の受付を行い委員長に報告をする。また「虐待防止チェックリスト」の集計・分析や研修の計画・実施など虐待防止のための取組を行う。

#### 5 障害者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び障害者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

6 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに県および市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (2) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに障害者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9 当指針の閲覧に関する方針

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるように施設内に掲示するとともに、擁童協会のホームページ上に公表する。

10 その他

権利擁護及び障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年12月1日より施行する。